

第4章 生涯学習推進の方針

1 基本理念

第3次黒石市生涯学習のまちづくり推進計画では、前計画において基本理念として設定された黒石市民憲章を尊重し、継続していくものとします。また、第5次黒石市総合計画との整合性を図ります。

黒石市民憲章

(昭和59年7月1日告示第38号)

黒石市は、えぞ地であった昔から、水清く人情のあついあずましの里として栄え、「米とりんごといで湯」を誇り、「よされ、ねぷた」を愛してきたまちです。

わたくしたちは、これまでつちかわれてきた郷土の文化をさらに高め、豊かで、活気にみなぎる黒石市の実現を願って、ここに市民憲章をかかげます。

わたくしたちは

1. ふるさとを愛し、水と緑を生かす
さわやかなまちをつくります。
1. 心のぬくもりをひろげ、未来をはぐくむ
ふれあいのまちをつくります。
1. からだをきたえ、働くことに喜びをもつ
すこやかなまちをつくります。
1. 歴史をあたため、かおり高い文化を築く
学びあうまちをつくります。
1. 豊かな郷土をめざし、創意と活力に満ちた
のびゆくまちをつくります。



◆黒石市民憲章は、市民が自らの考えを自らの手で分析し、まとめあげたものであり、市議会全員協議会に了解を求め、1字1句訂正されることなく議員全員の了承を得て、制定されました。

2 基本目標

黒石市の生涯学習は、市民一人一人の学びによって自らの課題や社会の課題を自らの手で解決する力を高めていくことを大切にします。

そして、それぞれの学習を支援することによって、全ての人が充実した人生を送り、学習の成果を活かして、互いにかかわり合いながら、自分自身と地域社会を豊かにしていく活動につなげていくことを目標として、3つの基本目標を設定します。

基本目標 1

いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習

一人一人が、自己を高め豊かな人生を送るために、いつでも、どこでも、だれでも自由に学べる生涯学習環境の整備に取り組みます。また、市民が社会や地域の中心として主体的にかかわっていけるよう、それぞれの成長段階で求められる学習内容の充実を図ります。

基本目標 2

成果を活かせる生涯学習

学んだ成果を活かそうとするとき、そこには人と人との交流、地域や社会とのかかわりが生まれ、新たな学習の輪が広がります。さらにその学習を通じた輪が地域課題の解決や社会貢献活動という主体的な行動へ発展し、より充実した地域社会の実現へつながっていくことを目指します。

基本目標 3

まちづくりにつながる生涯学習

市民の主体的な学びによって得られた学習の成果を、職業や生活、市民活動や地域の教育力として活かし、また、生涯学習を支える人を育てるために活用するなど、社会に還元できる体制づくりを進めていきます。

3 基本方針

基本理念及び3つの基本目標を受けて、次の9つの基本方針に基づいて生涯学習を推進していきます。

基本目標1

いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習

- 1 生涯にわたる学習機会の充実のために
- 2 情報提供を充実させるために
- 3 意識啓発を進めるために

基本目標2

成果を活かせる生涯学習

- 4 学習環境・施設の整備と活用のために
- 5 いきいきとした学習活動を進めるために
- 6 学びを通じたつながりを広げるために

基本目標3

まちづくりにつながる生涯学習

- 7 地域や生活の課題を解決するために
- 8 協働のまちづくりを進めるために
- 9 市民主体の活動につなげるために

○第3次黒石市生涯学習のまちづくり推進計画の体系図

